

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2023年（令和5年）

March 3 月号

令和4年相談状況について



嘉例川駅にて（霧島市隼人町）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和4年相談状況について	2
産業保健 ～労働安全衛生法の改正によって 設けられる新たな職務～	3～4
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する 割増賃金率が50%以上になります	4
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について	5
母性健康管理指導事項連絡カードの改正について	6

労務管理あれこれ ～トラック運転者の労働時間削減に取り組むにあたって～	7
「外国人雇用状況」の届出状況について	8
令和5年1月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	9
2023年度 労働基準監督官採用試験の実施について	10
DVD教材貸し出しのご案内	11～13
令和5年度技能講習・安全衛生教育のご案内	14～17
令和5年4月の講習開催のご案内	18

さくらじま

春は3月、卒業・別れの季節である。「始まりがあれば終わりがある」とは言え、何かの縁で、ここでこの地で、ともに仕事や生活をしてきた人たちと別れるのはそれなりにさみしいものである。すべてのことは過ぎ去り、時間と時間との間に落とし込まれていくとしても、また、これまでの時間にこれから時間を重ねていくだけだとしても、別れゆく彼ら・彼女らのこれからに幸多からんことを願わずにはいられない。

春は4月、門出・旅立ちの季節である。ついさっきまでのさみしさはどこかに吹き飛ばされ、晴れ晴れとした彼ら・彼女ら

の姿を何気に見ることができればやはりうれしいものである。何かと生きづらく感じるご時世ではあるが、案ずるよりも産むが易し、人生の紆余曲折は旅行のようなものという。きっと、新しい場所で新しい出会いがあり、新しい生活を楽しむことになるだろう。

わが身に目を向ければ、「あそこが始まりだったんだなあ」とは思うものの、いつものように訳もなく気落ちして、あるいは訳もなく晴れ晴れとして、これまたいつものように毎日を過ごしていくのだと思う。彼ら・彼女らのように大きな変化はないが、これも私にとっての3月、4月である。

令和4年相談状況について

鹿児島労働局監督課

令和4年中に鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた労働条件に関する相談件数は12,784件で、前年と比べて2,838件（28.5%）の増加となりました。これは、新型コロナウイルスによる労働者の休業の取り扱いや助成金等の相談が増えたこと。働き方改革関連法改正等にかかる労働時間、有給休暇に関する相談が増えたことが考えられます。

相談件数は相談区分別で多い順に、賃金不払いが2,474件（19.4%）、年次有給休暇が1,663件（13.0%）、解雇が1,568件（12.3%）、時間外・休日労働が1,316件（10.3%）の順で多く、昨年からは解雇相談の割合が低下したものの、全体的な傾向は例年と変わってはいません。

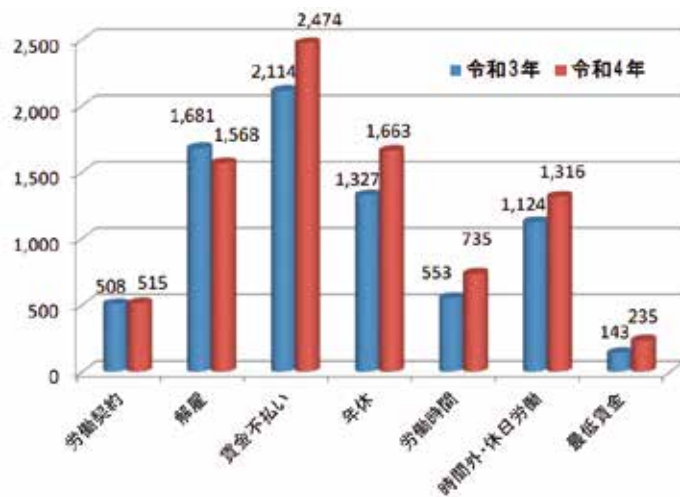
労働時間関係の法制度の改正により、本年4月1日から中小企業においても月60時間を超える時間外割増賃金率が50%となります。さらに来々年4月からは、建設業、自動車運搬者、医師等への時間外労働上限規制の適用が始まるなど、今後も様々な対応が各企業に求められています。また、県内の企業が優秀な働き手を確保していくためには、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、賃金の引き上げを始めとした、安心・安全に働くための環境を整備していくことも重要となります。

事業主の皆様方におかれましては、トラブルを防止し働きやすい職場とするため、職場環境の改善に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

鹿児島労働局におきましては、各労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置し、労働時間制度などの改善方法や助成金などの支援策について個別訪問によるきめ細かな説明を行っていますのでお気軽にご相談ください。また、中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するためのワンストップ相談窓口として、鹿児島働き方改革推進支援センター（☎0120-221-255）を開設（委託）していますので是非ご活用ください。

令和4年相談状況

主な相談事項	令和3年	令和4年	増減	（増減率）	令和4年構成比
総相談件数	9,946	12,784	2,838	（+28.5%）	
賃金不払い	2,114	2,474	360	（+17.0%）	19.4%
年次有給休暇	1,327	1,663	336	（+25.3%）	13.0%
解雇	1,681	1,568	△113	（-6.7%）	12.3%
時間外・休日労働	1,124	1,316	192	（+17.1%）	10.3%
労働時間	553	735	182	（+32.9%）	5.7%
労働契約	508	515	7	（+1.4%）	4.0%
最低賃金	143	235	92	（+64.3%）	1.8%



令和5年（2023年）

春季全国火災予防運動

令和5年3月1日（水）から3月7日（火）

お出かけは マスク戸締り 火の用心

総務省消防庁



労働安全衛生法の改正によって設けられる新たな職務

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 東 正 樹
(株式会社鹿児島環境測定分析センター 代表取締役)

1. はじめに

労働安全衛生法の一部が改正され、これまでの個別の物質規制から、有害な化学物質に幅広く網を掛け、リスクアセスメントを基にした事業場による自律的な管理を促す制度へ大きく転換することになります。この制度改正に伴って化学物質の管理等を行う新たなポストが規定されたので紹介します。なお、厚生労働省検討会（職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会）で議論となり、法改正の内容が明らかになる前に懸念されていた特別則（粉じん則、特化則や有機則等）の廃止は今回行われませんのでご承知置ください。

2. 化学物質管理者と保護具着用管理責任者

【2024年（令和6年）4月1日施行】

リスクアセスメントによる自律的な管理を進めるにあたり、事業場には「化学物質管理者」と「保護具着用管理責任者」の選任が義務化されます。

化学物質管理者とは、リスクアセスメント対象物を製造、取扱いまたは譲渡提供をする事業場において化学物質の管理に関わる業務（主にリスクアセスメント関連業務）を実施する者で、業種や規模に関わらず選任義務があります。この化学物質管理者は、リスクアセスメントに関

する知識が必要であるため、リスクアセスメント対象物を製造していない事業場（取扱いや譲渡提供のみ）でも専門的講習の受講が推奨されています。（リスクアセスメント対象物質製造事業場では受講が必須）

保護具着用管理責任者とは、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務を実施する者で、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場で選任義務が生じます。

なお、これまで選任されてきた衛生管理者や作業主任者とは業務の範囲が異なりますが、適切に行える範囲であればこれらの職務と兼任することは差し支えありません。

3. 化学物質管理専門家

【2024年（令和6年）4月1日施行】

労働災害の発生またはそのおそれがあるとして労働基準監督署長から改善を指示された事業者は、「化学物質管理専門家」から助言を受け、改善計画の作成・報告・改善措置の実施を行わなければなりません。化学物質管理専門家には資格要件があるので詳細は告示を参照してください。

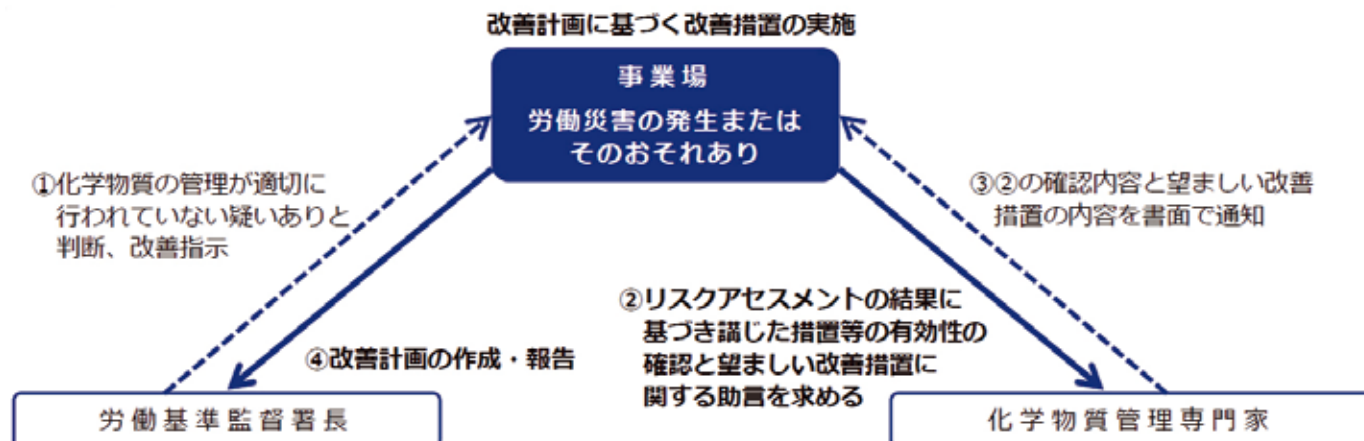


図1 化学物質管理専門家の職務

4. 作業環境管理専門家

【2024年（令和6年）4月1日施行】

作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分されると、必要な改善措置を講じ改めて作業環境測定を行って評価しますが、それでも改善できずに第3管理区分となった場合、作業環境の改善の可否と改善方策について、外部の「作業環境管理専門家」の意見を聴かなければなりません。

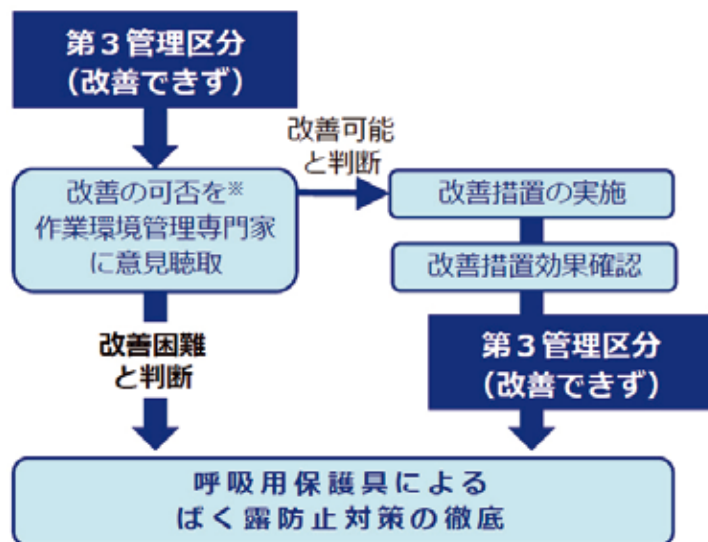


図2 作業環境管理専門家の職務

なお、作業環境管理専門家が改善は困難と判断した場合や改善を行っても第3管理区分である場合は、労働者への保護具の着用等の措置を行った上で、所轄労働基準監督署へ第三管理区分措置状況届の提出が必要です。提出を怠った場合には罰則がかかるので注意してください。また、作業環境管理専門家の資格要件は通達を参照してください。

5. おわりに

今回の法改正は、事業者の自律的な管理への転換を図ろうとするものですが、事業場にとってはこれまでより管理すべきものが増えるため負担が増加します。したがって、事業場が円滑に自律的な管理へ移行するためには、今回紹介した新しい職務を担う方をどれだけ育成できるかに掛かっていると言っても過言ではないと思います。事業場の経営層及び産業保健スタッフの方は、今回の法改正に対応した体制を整えて施行日を迎えられるよう、必要な準備を進めてください。

中小企業の事業主の皆様へ

4月1日から

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%以上になります。

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間を超える労働時間]	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25% → 50%

お問い合わせ
労働基準監督署
労働時間相談・支援コーナー

鹿児島働き方改革
推進支援センター
Tel 0120-221-255

法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。ご希望で個別訪問での相談・支援も行っています。

働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務等の専門家が相談に応じます。

働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



対象期間が令和5年3月31日まで延長されました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和5年3月31日です。

主治医等による指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は、母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

- 男女雇用機会均等法で、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする**解雇等不利益取扱いは禁止**されています。
- 職場でのいわゆる**マタニティハラスメント**には、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、**事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付け**られています。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



母性健康管理指導事項連絡カードは、「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。
また、ほとんどの母子手帳にも掲載されています。



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

事業主・働く妊産婦の皆さまへ

母性健康管理指導事項連絡カード

が改正されました（令和3年7月1日適用）



▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後（流産・死産の場合を含む。）1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

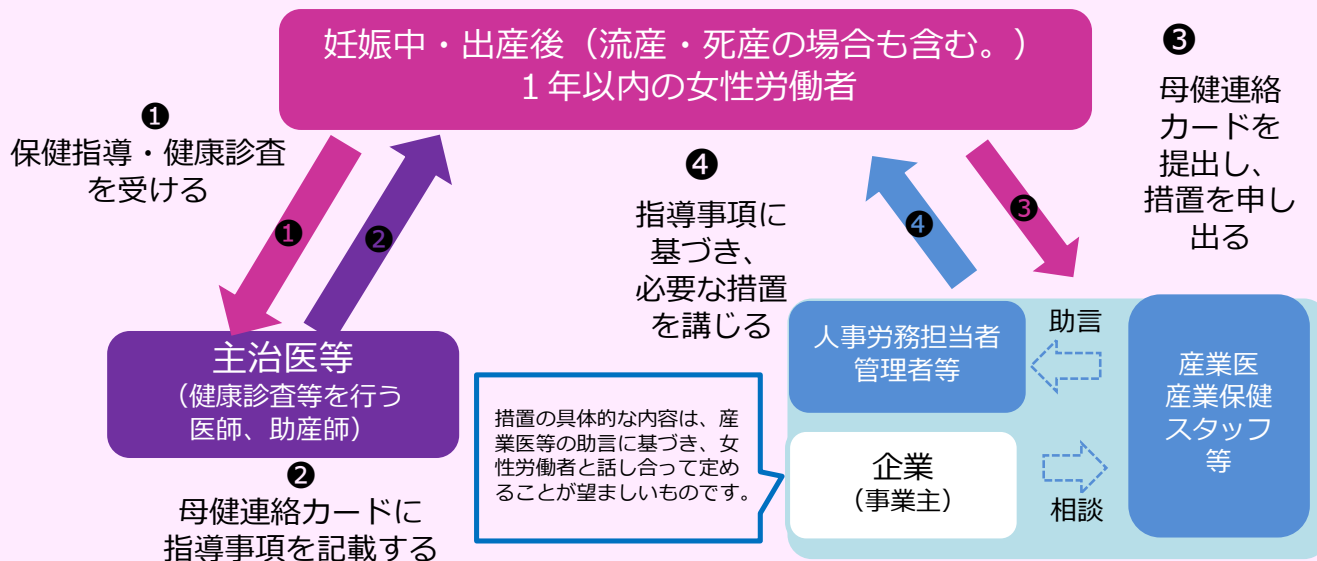
母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※適用期間は、令和2年5月7日から令和5年3月31日まで。）

※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

▶▶母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

- 事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。



働く妊産婦の皆さま

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主の皆さま

母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

トラック運転者の労働時間削減に取り組むにあたって

（Ｑ）令和6年4月1日から自動車運転者にも時間外労働の上限規制が適用されます。運送業界が過重労働や人手不足の状態ではどのように労働時間削減を進めていくことができるのでしょうか。

トラック運転者の労働時間削減は、運送業者だけの問題ではない

（Ａ）トラック運転者の労働時間管理は、運送事業者が行っています。ですから、運送事業者は、トラック運転者の労働時間削減に取り組まなければなりません。しかし、トラック運転者の労働時間削減は、運送事業者だけが取り組めば達成できるのでしょうか。

トラック運転者は、発荷主からのさまざまな依頼に従って、品物を輸送します。加えて、着荷主からのさまざまな要望に従って、品物を納入します。つまり、トラック運転者は、発荷主と着荷主の間に立ち、両者の依頼や要望を実現するための業務を行っているわけです。

例えば、発荷主での出荷時刻が1時間後倒しできたら、待ち時間が減り出勤時刻を1時間遅らせることができるなど労働時間を削減できるかもしれません。また、着荷主への納入時刻を事前に予約できたら、着荷主で納入順を待つことが不要となり、運行時間・労働時間を削減できるかもしれません。



このように、トラック運転者の労働時間削減は、発荷主や着荷主が、それぞれの依頼内容や要望内容を見直し、関係者全員が一丸となって取り組まなければならない課題

なのです。発荷主・着荷主のみなさんも、トラック運転者の労働時間の削減について考えてみてください。

労働時間の削減による荷主にとってのメリットは

最も大きなメリットは、労働時間削減によりトラック運転者不足が解消され、安定的に物流サービスを確保できるようになることです。これは、大切な商品をお客様に届けなければならない発荷主にとっても、また必要な商品を受け取らなければならない着荷主にとっても、事業を継続するための必要不可欠な業務要件なのです。

また、運送事業者とともに改善に取り組むことにより、両者の一層の信頼関係が構築されることも忘れてはならないメリットです。さらに、トラック運転者の労働時間削減に取り組んだ結果、納期遅延の抑制等、予想していなかった波及効果を発揮できた事例もあります。



様々な事例を、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者労働時間削減に向けた改善ハンドブック」に掲載していますので、ぜひとも参考にしてください。



労働時間削減は、物流業界だけの問題じゃない！

労働時間削減は、物流業界に限った課題ではありません。製造業や宿泊業等、さまざまな業界で取り組まれている共通の課題です。他の業界で取り組まれている事例は、実は物流業界にとっても参考になるものが多くあります。一度、確認してみましょう。

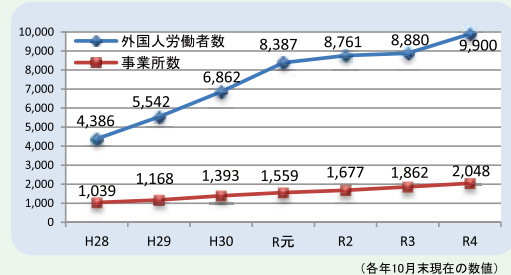


厚生労働省：「時間外労働削減の好事例集」

「外国人雇用状況」の届出状況について

鹿児島労働局職業対策課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、以下の数値は令和4年10月末時点で事業主から提出のあった届出状況を集計したものです。



1 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況

外国人雇用事業所数 2,048か所〔前年 1,862か所〕〔対前年増減率 10.0%〕

外国人労働者数 9,900人〔同 8,880人〕〔同 11.5%〕

2 国籍別外国人労働者の状況（労働者数が多い上位4か国）

ベトナム 4,601人（全体の 46.5%）〔前年 4,815人〕〔対前年増減率 -4.4%〕

フィリピン 1,526人（同 15.4%）〔同 1,363人〕〔同 12.0%〕

インドネシア 1,250人（同 12.6%）〔同 499人〕〔同 150.5%〕

中国 857人（同 8.7%）〔同 1,062人〕〔同 -19.3%〕

3 在留資格別外国人労働者の状況（労働者数が多い順）

技能実習 5,220人（全体の 52.7%）〔前年 5,494人〕〔対前年増減率 -5.0%〕

専門的・技術的分野の在留資格 2,584人（同 26.1%）〔同 1,384人〕〔同 86.7%〕

身分に基づく在留資格 1,401人（同 14.2%）〔同 1,416人〕〔同 -1.1%〕

資格外活動 486人（同 4.9%）〔同 386人〕〔同 25.9%〕

特定活動 209人（同 2.1%）〔同 200人〕〔同 4.5%〕

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年12月分】

県内有効求人倍率 1.36倍（前月比0.04P上昇）

全国平均有効求人倍率 1.35倍（前月同率）

県内正社員有効求人倍率 1.24倍（前年同月比0.07P増）

全国正社員有効求人倍率 1.11倍（前年同月比0.14P増）

※鹿児島県の雇用失業情勢は、求人数は高水準が続いているものの、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や原材料の高騰などが、雇用と与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材育成の取り組み強化とした職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

●雇入れ日が令和5年4月1日以降のものから、以下のような内容の見直しを予定しています。

① 成長分野等人材確保・育成コース

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する方のうち、専門的職業（例：プログラマー、システムエンジニアなど）に従事する方で、未経験者のみが対象となります。

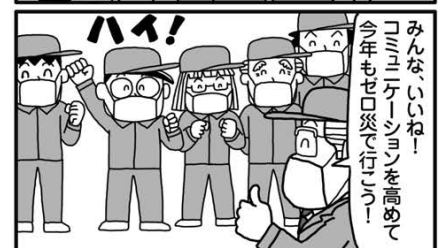
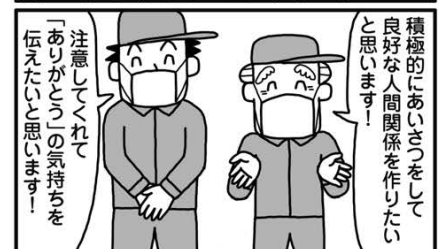
② 生涯現役コース

令和4年度限りで廃止し、令和5年度からは65歳以上の高齢者も特定就職困難者コースの対象者に含まれます。

③ 就職氷河期世代安定雇用実現コース

就職氷河期に就職の機会を逃したことから、十分なキャリア形成がなされなかった方への支援のため、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方は対象外となります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和5年1月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和5年		令和4年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	136	0	75	0	61	0
1 製造業	20	0	11	0	9	0
1 食料品製造業	13		4		9	
4 木材・木製品製造業	0		0			
9 窯業・土石製品製造業	0		2		-2	
11～12 金属製品製造業	1		0		1	
13～15 機械器具製造業	4		3		1	
上記以外の製造業	2		2			
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 建設業	8	0	11	0	-3	0
1 土木工事業	4		5		-1	
2 建築工事業	1		5		-4	
3 その他の建設業	3		1		2	
4 運輸交通業	8	0	9	0	-1	0
1 鉄道・航空機業	0		0			
2 道路旅客運送業	1		0		1	
3 道路貨物運送業	7		9		-2	
4 その他の運輸交通業	0		0			
5 貨物取扱業	0	0	2	0	-2	0
1 陸上貨物取扱業	0		1		-1	
2 港湾運送業	0		1		-1	
6 農林業	4	0	8	0	-4	0
1 農業	3		7		-4	
2 林業	1		1			
7 畜産・水産業	1	0	5	0	-4	0
8 商業	4	0	7	0	-3	0
1 卸売業	0		0			
2 小売業	4		7		-3	
3 理美容業	0		0			
4 その他の商業	0		0			
9 金融・広告業	0	0	0	0	0	0
11 通信業	4	0	0	0	4	0
12 教育・研究業	0	0	0	0	0	0
13 保健衛生業	78	0	15	0	63	0
1 医療保健業	49		2		47	
2 社会福祉施設	29		13		16	
3 その他の保健衛生業	0		0			
14 接客娯楽業	2	0	2	0	0	0
1 旅館業	1		1			
2 飲食店	0		1		-1	
3 その他の接客娯楽業	1		0		1	
上記以外の事業	7	0	5	0	2	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	2		3		-1	
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	5		2		3	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	7	0	10	0	-3	0
第三次産業（8～17）	95	0	29	0	66	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

令和5年4月実施分

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿調査者講習Web申込

検索

問合せ先

(公社) 鹿児島県労働基準協会

石綿調査者講習係まで Tel. 099-226-3621

講習期日	受付期間	講習会場	受講料 (教本代込)	受講料 振込期限	申込方法
4月20日～21日	3月15日～3月17日	オロシティホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	3月23日	Web申込サイトより申し込みとなります。詳細はホームページをご覧ください

2023年度 労働基準監督官採用試験の実施について

鹿児島労働局総務課

2023年度 国家公務員 労働基準監督官採用試験（大学卒業程度）が次の通り実施されます。詳細は受験案内をご確認ください。

受験資格

- 1993（平成5）年4月2日～2002（平成14）年4月1日生まれの者
- 2002（平成14）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学（短期大学を除く）を卒業した者及び2024年（令和6年）3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督 A（法文系）約170名

労働基準監督 B（理工系）約 40名

インターネット受付期間

令和5年3月1日（水）9：00～3月20日（月）受信有効

インターネット申込専用アドレス

【<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込ができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、令和5年3月1日(水)～3月2日(木)です。（郵送の場合は3月2日(木)までの通信日付印有効。持参の場合は3月2日(木)17時までとなります。郵送又は持参の受付期間は短いので注意してください。）

試験日

第1次試験日 令和5年6月4日(日)

第2次試験日 令和5年7月11日(火)

～7月13日(木)

第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日

令和5年6月27日(火) 9：00

最終合格者発表日

令和5年8月15日(火) 9：00

申込先（郵送又は持参の場合）

第1次試験地が「鹿児島市」の場合は、
鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
（〒892-8535 鹿児島市山下町13-21）
※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合
は、希望する第1次試験地の労働局へ
提出して下さい。

問合せ先

鹿児島労働局総務部総務課人事係
（電話 099-223-8275）



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2023

労働基準監督官採用試験

働く全ての人を守るその使命のために

インターネット 申し込み	2023年 3/1 (水) 9:00～ 3/20 (月) 受信有効	第1次試験合格者発表日	2023年 6/27 (火) 9:00
第1次試験	2023年 6/4 (日) 9:00 (受付開始) 9:30 (試験開始) ～18:05 (試験終了)	最終合格者発表日	2023年 8/15 (火) 9:00
第2次試験	2023年 7/11 (火) 12 (水) 13 (木)		
採用予定者数	労働基準監督 A（法文系）約170名 労働基準監督 B（理工系）約40名		
受験資格	◆平成5年4月2日～平成14年4月1日生まれのもの ◆平成14年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの ①大学を卒業した者及び2024年3月までに大学を卒業する見込みの者 ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者		

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、労働基準監督官の情報を掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

スマートフォンからも簡単アクセス
労働基準監督官採用試験

会員事業場 様

D V D教材貸し出しのご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会では、会員事業場の皆様に安全衛生に関するDVD教材の貸し出しを無料で行っています。

社内の安全衛生教育、安全衛生大会等でご利用下されば幸いです。

申し込みの手続き等につきましては、最寄りの支部へお問い合わせ下さいませ。

なお、貸出要領等詳細については、当協会ホームページに掲載していますのでご覧下さい。

D V D教材貸出一覧表

令和5年3月1日現在

No.	品 名	時間
1	職場で行う腰痛予防体操 腰痛予防に欠かせないのが職場で行う予防体操。立ったまま、あるいは椅子などを利用して行う2本建てで体操のモデルを紹介。職場のどこでもできるもので、その具体的なノウハウを解説。	12分
2	知っていますか 安全配慮義務 過重労働や精神的ストレスが引き金になっての、うつ病や自殺など、「心の衛生面」が争点となった民事訴訟が急増。損害賠償額の高額化傾向とともに社会問題化している。このビデオは実際の事例をモデルにドラマ化。過重労働・うつ病・管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践の基本を、キャスターが分かりやすく解説。	26分
3	誰もが危険 熱中症の新常識 熱中症は高温多湿な環境で発生する健康障害で、重篤な場合、死に至ることも稀ではない。気温と湿度が上昇する季節は、熱中症の危険も高まる。このビデオでは、新しく解明された熱中症発生の要因を詳しく解説。最高気温よりもWBGT値の活用等最新の予防法をわかりやすく紹介する。 [小冊子「誰もが危険 熱中症の新常識」（村山貢司、堀江正知監修 A5判・16頁）1冊つき]	22分
4	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～ ロール作業現場をカメラで実写した画像を用い、リスクアセスメントの各手順をみんなで演習しながら、そのプロセスの節目ごとに専門家が解説する。リスクアセスメントに参加する各層の方々にとって進め方の理解を深める絶好の研修ビデオ。	24分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス メンタルヘルスの1次予防として、ストレスの源となる好ましくない職場環境を職場ぐるみで改善することが効果的であると、その取り組みが始まっている。このビデオでは、中災防が重点的に取り組んでいる「メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善」について解説するとともに、先進企業の取り組み事例を紹介。	24分
6	腰痛 その予防と対処法 さまざまな作業において腰痛予防のポイントとなる「作業方法」「作業姿勢・動作」などを実写映像で紹介するとともに、予防対策として重要な「作業環境の改善」や「リスクアセスメント」なども解説。さらに、実際に腰痛が起きたときの「実践的な対処法」、予防のための「腰痛予防体操」「ストレッチング」「生活習慣」なども紹介。	20分
7	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル（リスクアセスメント対応版） よい品質の製品を安全に効率よく生産するためには、作業手順を決めて、みんなで守ることが大切。このビデオでは、現場の職長や職場のリーダーのために作業に活かせる作業手順書のつくり方について、分かりやすく解説。また、手順ごとのリスクアセスメントの実施方法についても説明。	20分
8	安全衛生診断のすすめ ～中小企業篇～ 従業員の安全衛生に対して無関心だった中小規模事業場の経営者が、安全衛生の専門家に初めて「安全衛生診断」を依頼するまでの経緯、「安全衛生診断」の実施内容から安全衛生の必要性を自覚するまでをドラマ化。	20分
9	新入社員の安全と健康 新入社員向けの教材です。職場生活の心構えのほか安全のルール、ミーティング、危険予知、保護具、整理整頓など安全衛生の基本をわかりやすく解説。 「新入者安全衛生テキスト」（中災防発行）の内容に準拠し、安全と健康の大切さに気づいてもらえるよう制作。	22分
10	ゼロ災のころ ～危険を予知する人づくり～ ゼロ災運動の提唱者で、安全運動の推進に心を砕く田辺肇氏の講演ビデオ。 「危険の側から安全を考える」「職場のマナーと安全」「ルールを守る職場づくり」など、5つのテーマで「ゼロ災のころ」を説く。	26分
11	～安全健康職場づくりのキメ手～ 生き生きミーティング 職場ミーティングをひと工夫すれば、安全もコミュニケーションもよくなる。このビデオは、現在ゼロ災運動職場で効果を上げている「始業時ミーティング」をモデルに制作。ミーティングの効果を上げるためのポイントをクローズアップし、分かりやすく解説。	18分
12	VDT作業の正しい進め方 ～IT時代の健康心得～ 17年ぶりに新しくなった厚生労働省の衛生管理の仕方を紹介すると同時に、作業者にとって適切な照明、採光のしかた、作業姿勢の調整、日常点検などに重点を置いて、正しい作業の進め方を具体的に分かりやすく解説。	22分
13	リスクアセスメントとは ～リスク編～ グローバルスタンダードでは、安全は「許容できるリスク」とされている。リスクアセスメントは「リスクはゼロにならない」ということを念頭に入れて行う必要がある。 ＜新入者教育に使えます＞	10分
14	リスクアセスメントとは ～アセスメント編～ KYは現場の活動、リスクアセスメントは管理活動。必ず存在するリスクをシステムにのせて適切に管理するのが安全の鍵。 ＜管理者入門教育に使えます＞	10分
15	不注意は起こる！「〇〇に注意」は安全指示とは言えない 人間の注意力には限界があります。注意力に限界がある人間に対し、「作業中、ずっと安全に注意を払い続けなさい」は無理です。「不注意」をテーマに、不注意による死亡災害が多発していること、なぜ人間は安全に対して不注意になるのか、事例と具体的な対応策などについて実写とアニメで紹介するとともにクイズ形式でどれだけ人は注意力があるのか解説します。	16分

16	これだけは知っておきたい 建設作業の基本ベスト10 繰り返し発生している災害の要因となっている設備や機械・工具などを10項目に絞り込み、それぞれの作業について事前に知っておくべきポイントを解説。 新規入場者教育に職長・安全衛生責任者の能力向上教育に最適。もちろん、建設現場で働くすべての作業員にも大切な基本ルールが身につけられます。	20分
17	新版 新規入場時教育 入場初日を甘く見るな 高所から墜落した阿部作業員は救急病院に運ばれ、大腿骨複雑骨折の重傷で休業6か月と診断されました。本作品では、なぜこのような災害が発生したのか、災害前日から時間を遡って検証していきます。 事前に説明や現場の案内があったのにも関わらず、人は誰でもわかりきっていることを軽くみ、面倒なことを省略しようとしがちです。しかし、災害から自分を守ることは、あなた自身しかいません。新規入場時教育がいかに大切かを入場初日に起きた災害を通して訴えます。	15分
18	災害事例に学ぶ 建設工具・器具の正しい使い方 今まで起きた災害事例を参考にしながら、建設工具・器具の正しい使い方について学んでいきます。 ■携帯用丸のこ盤 ■ディスクグラインダ ■充電式インパクトドライバ ■エンジンカッター ■ブレーカ	17分
19	建設現場で働く皆さん これだけは守ろう 基本ルール17カ条 繰り返し災害をなくすために 災害再発防止のためには、設備面の対策が有効です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。そこで、建設現場で働く皆さんが、安全の基本ルールを守り、不安全行動を起こさないことがとても重要になります。安全の基本ルールを守ることの重要性、「繰り返し災害」防止のため、守るべき基本ルールには何があるのか？安全の基本ルールを守ることは利益向上にもつながる！これらについて解説します。 ●高所からの墜落災害防止 ●荷上げ・荷下ろし作業による災害防止 ●重機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止 ●決められた作業手順は必ず守る ●飛来落下災害・土砂崩壊災害・転倒災害防止 ●あなたの身を守る保護具は正しく装着する	23分
20	メンタルヘルス 職場を元気にするコミュニケーション 昨今、メンタルヘルス対応は深刻な社会問題となっており、企業においても産業医制度や復職支援などの取り組みが定着しつつあります。しかし、心の病気は再発率が50%を超えるともいわれ、現在中心になっている、発症してしまっただけからの対処法（治療）では根本的な解決ができていないといえます。 また、「ストレッサー（心の病気の引き金となり得るストレス要因）を取り除いて予防する」ことは、目まぐるしく変わる現代の社会・経済状況では、難しいといえるでしょう。 そこで、「職場には様々なストレスがあって当たり前」という前提のもと、そうしたストレスにうまく対処する力を高めるという考え方があります。それが、SOCという力です。 本教材では、「SOCを高める」という視点から、ストレスに強い人づくり、上司と部下とのコミュニケーションや元気の職場の仕組みづくりの具体的な方法を紹介しています。	57分
21	職場のパフォーマンスを高める「メンタルヘルスケア」実践のポイント 本DVDでは、従来からの医学的視点および遵法の視点からメンタルヘルスをとらえるだけでなく、日常のマネジメントの中で、部下のパフォーマンス発揮という視点から掘り下げ、具体的なメンタルヘルス対応を考えていきます。 仕事がいちいちこなせる状況にあるか、顧客対応は大丈夫かなど、部下のコンディションやパフォーマンスを日々の職場生活の中で確認しながら、メンタルヘルスにどのように対応していくかを管理監督者に学んでいただきます。 ①メンタルヘルスの必要性と基本的な考え方 ②職場のコミュニケーションと部下のコンディション ③不調者の早期発見・早期対応 ④不調者の休職中・職場復帰への対応 ⑤管理監督者のセルフケア	58分
22	ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 1巻 チェックしよう！あなたのストレス～心とからだのセルフケア～ 平成27年、企業におけるストレスチェック制度が義務化。ストレスチェック制度の主な目的は、労働者自身がストレスに気づき、メンタルヘルス不調を予防することです。労働者一人ひとりが自分のストレスの状態を知ること、つまりセルフケアがこれからの企業におけるメンタルヘルス対策では重要になってきます。 本DVDは、事例ドラマと解説を通して労働者自身がストレスへの向き合い方を学ぶものです。高ストレス状態に陥らないための一助として、ストレスチェック実施にあわせて、ぜひご活用ください。 ●セルフケア自己チェックのための3項目 1. 職場のストレス 2. 周囲のサポート 3. 心身の自覚症状 ●セルフケア自己チェックのポイント [ケース1] 石田さん[46歳]の場合 本人も気づかないうちにストレスをため込み倒れる [ケース2] 杉本さん[41歳]の場合 上司と部下の板挟みで「うつ」に	28分
23	ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 2巻 チェックしよう！ラインによるケア～見逃すな！部下のイエローサイン～ (1) 職場環境の把握と改善 (2) 不調者の早期発見と処置 ●部下のメンタルヘルスチェックのポイント [ケース1] 杉本課長の場合 長時間残業の結果、部下が倒れてしまった [ケース2] 石田課長の場合 様子がおかしい部下を抱え込んでしまった	29分
24	メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 1巻 管理監督者の役割 過労自殺、生産性の低下、労災など……働く人の心の健康は、本人や家族の幸せを左右するだけでなく、今や企業経営においても重要なリスクマネジメントの一つとなってきています。そんな中で、職場の責任者である管理監督者が、部下に対してどのような心のケアをすればよいのか、働きやすい職場づくりにどう取り組んでいけばよいのか、大きな課題となりつつあります。本DVDでは、管理監督者の《ストレスマネジメント》の考え方・手法をわかりやすく紹介しています。 ●メンタルヘルス・ケアの意義 (1) 従業員の健康・生命を守る (2) 生産的で活気ある職場づくり (3) 職場のリスクマネジメント ●管理監督者の役割 ●部下への相談対応 ●職場環境等の改善 ほか	25分

25	メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 2巻 部下の心をひらく相談対応のノウハウ あるメーカーの設計部の課長と新製品開発に抜擢された部下の事例を通して、部下への相談対応の仕方・ポイントを具体的に考えていきます。 ●問題に気づく ●声をかける ●産業医に相談する ●専門医への受診をすすめる ●専門医との連携 ●部下への相談対応のポイント ほか	25分
26	安衛則改正 フルハーネス型安全帯 ココがポイントだ 安衛則改正により、2019年2月1日以降はフルハーネス型安全帯を使用する作業員に特別教育が義務化されました。 ・なぜ安衛則改正するのか ・胴ベルトとハーネス型安全帯 ・改正点のポイント ・特別教育カリキュラムの概要	30分
27	“危険軽視”によるヒューマンエラー 現場では、危険軽視による災害が後を絶ちません。毎日作業を続けるうちに、慣れにより安易な気持ちで危険な作業をしたり、作業に潜むリスクを過小に評価したりして、労働災害が発生しています。 本DVDでは、「危険軽視」をテーマに危険軽視による死亡災害が多発していること、心理学から学ぶ災害事例、危険軽視対策について解説していきます。	22分
28	転倒防止 簡単ストレッチ～毎日1分からだが変わる～ 転倒は、近年最も多く発生している労働災害です。高齢化などが進む中、作業者の身体機能・感覚の衰えなどからわずかな段差や平坦なところでの“滑る”なども少なくなく、なかなか災害は減りません。この作品では、段差を超えようとして思ったほど足が上がっていないで段差に突っかかり転倒する、ちょっとしたことでバランスを崩して転ぶなどの日常起こる転倒災害を防ぐための「自然な体の動きを取り戻すストレッチ」を紹介します。 朝礼、休憩時間などの短い時間でだれでもどこでも簡単にでき、すぐに効果を実感できます。 *ダブルT立ち方シート付	15分
29	熱中症は必ず防げる～管理と機器・保護具を上手に活用～ このDVDは、職場の熱中症予防対策として事前の作業計画、作業管理、環境管理などの基本的な対策を解説し、あわせて、暑熱職場や屋外の作業で熱中症から身を守るための、水分・ナトリウムの補給のポイント、熱中症対策用作業服・保護具・機器、送風・冷却設備、断熱装備の効果的な正しい使い方や注意点など現場で採用し、実践できる方法を映像で紹介します。	17分
30	働く人の睡眠と健康 全2巻 これまでの産業保健では注目度の高くなかった「睡眠」。しかし生活習慣病対策には、「食事」「運動」の指導に加えて、「睡眠」指導が不可欠です。睡眠時間が短かすぎると食欲亢進から肥満になりやすく、高血圧や糖尿病、抑うつ状態の数値も悪化することが分かっています。他に、見過ごせない睡眠障害、睡眠と労働生産性の関係などにも言及した画期的な睡眠教育教材です。 第1巻 あなたの睡眠、足りてますか？～睡眠不足と睡眠障害～ ○睡眠不足症候群 ○睡眠のメカニズム ○労働生産性と睡眠 ○睡眠不足と生活習慣病、メンタルヘルス不調との関係 ○睡眠時無呼吸症候群 ○レストレスレッグス症候群（むずむず脚症候群） 第2巻 快眠習慣のための10の方法～ぐっすり眠りたい、よりよく眠りたい～ ○不眠症 ○必要な睡眠時間 ○起床時間のコントロール ○運動、入浴と深部体温 ○就寝前に避けるべきこと ○カフェイン、ニコチン、アルコールの影響 ○自分なりのリラクセス法 ○眠れる環境づくり ○睡眠薬についての正しい知識 ○眠れないときの対処法 ○交代勤務者への対応	24分 24分
31	ワークライフバランスシリーズ 働き方改革とカップルの子育て 女性社員の両立支援と男性の育休取得を促進する研修用動画 家事育児は女性の仕事という思い込みが、女性の活躍、男性の働き方改革を阻害しています。「働き方改革」問題の第一人者が監修し、カップルの双方が活躍するためのヒントを提供する教材です。 ■ケース1 共働きカップルの場合 ■ケース2 専業主婦の場合	40分
32	ガス溶接・溶断作業と安全 作業者の技能教育や再教育に必見!! ガス溶接・溶断作業は、製造業、建設業、サービス業など産業現場で広く行われています。使用する可燃性ガス等の基本的知識、各装置の構造・取扱方法、火災・爆発などの災害事例と防止対策まで、ガス溶接・溶断作業従事者が身に付けていなければならない技術の習得と安全作業のポイントを映像化し、わかりやすく解説します。 技能講習の教材として、また、ガス溶接・溶断作業従事者の能力向上教育にも活用できます。	26分
33	リニューアル・指差呼称 〈全2巻〉 今やヒューマンエラーを防ぐ決め手である指差呼称は、製造業だけでなくサービス業（流通、銀行、病院等）にも広がっている。そこで当社では旧作当時とは異なる産業界の状況を踏まえ、新たに指差呼称をリニューアル。「指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー」ではサービス業、「指差呼称してますか ～定着化のポイント～」では製造業に焦点をあて解説している。 第1巻 指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー 第2巻 指差呼称してますか ～定着化のポイント～	20分 16分
34	心肺蘇生法とAEDの実技 ～いざというときのために～ ガイドライン 2015年対応（改訂Ⅱ版） 心肺停止状態の傷病者の生命を救うには1秒でも早く適切な救命手当を施すことが必要です。職場のだれもが心肺蘇生法とAEDの実技を身につけておきましょう。 ○周囲の安全の観察 全身の観察 意識の確認 ○協力者の要請（119番通報・AEDの手配） ○心肺蘇生法の実技（解説）AEDの使い方（解説） ○心肺蘇生法の実技（実演）AEDの実技（実演）	22分

お知らせ 講習案内書 パンフレット好評配布中!!

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「令和5年度版技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧くださいと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。（URL <https://www.kakikyo.or.jp>）

●（公社）鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-41-3936
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	始良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1袖会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

令和5年度

2023
年度版

労働安全衛生法に基づく
技能講習・安全衛生教育のご案内

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号
TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2
TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299



（公社）鹿児島県労働基準協会

技能講習（就業制限）実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
就業制限（運転）業務	車両系建設機械運転 （整地運搬積み用及び掘削用）	17～21 3/13～17 教習所 10～14 3/6～7 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	15～19 4/10～14 教習所	12～16 5/15～19 教習所 19～23 5/15～19 教習所	10～14 6/12～16 教習所	21～25 7/24～28 教習所	11～15 8/7～10 教習所	16～20 9/19～22 教習所 23～27 9/19～22 西之表市 受付は 種子島支部	13～17 10/16～20 教習所		29～2/2 12/18～22 教習所		11～15 2/13～16 教習所
	車両系建設機械運転 （解体用）		1 3/20～24 教習所	12 5/15～19 教習所	7 6/5～9 教習所	17 7/18～21 教習所	26 8/28～9/1 教習所	2 9/4～8 教習所	6 10/10～13 教習所			13 1/15～19 教習所	18 2/19～22 教習所
	小型移動式 クレーン運転 申込者多数の場合は、3日 目の実技を受付順に延長し て実施します。	10～12 3/6～10 教習所	22～24 4/17～21 教習所	12～14 5/8～9 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	10～12 6/5～9 薩摩川内市 受付は 川内支部 28～30 7/24～28 曾於市 受付は 志布志支部	7～9 7/10～14 教習所		10～12 9/11～15 教習所	20～22 10/23～27 教習所		9～11 12/4～8 教習所	13～15 1/15～19 教習所	
	床上操作式クレーン運転 申込者多数の場合は、3日 目の実技を受付順に延長し て実施します。	3～5 3/6～10 教習所			3～5 6/5～9 教習所			30～11/1 10/2～6 教習所				5～7 1/9～12 教習所	
	高所作業車運転 （普通自動車運転免許所持者対象） 申込者多数の場合は、2日 目の実技を受付順に延長し て実施します。	17～18 3/13～17 教習所	22～23 4/17～21 教習所		18～19 6/19～23 教習所	7～8 7/3～4 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	25～26 8/28～9/1 教習所	30～31 10/2～6 教習所		18～19 11/20～24 教習所		19～20 1/22～26 教習所	
	不整地運搬車運転 申込者多数の場合は、2日 目の実技を受付順に延長し て実施します。			19～20 5/15～16 鹿屋市 受付は 鹿屋支部		30～31 7/31～8/4 教習所					22～23 12/18～22 教習所		
	フォークリフト運転 （普通自動車運転免許所持者対象）	3～7 3/6～10 教習所	8～12 4/3～7 教習所 29～6/2 4/24～28 教習所		3～7 6/5～9 教習所 31～8/4 7/3～7 教習所		4～8 8/7～10 教習所	2～6 9/4～8 教習所	6～10 10/10～13 教習所	4～8 11/6～10 教習所	15～19 12/11～15 教習所	5～9 1/9～12 教習所	4～8 2/5～9 教習所
就業制限業務	玉 掛 け 申込者多数の場合は、3日 目の実技を受付順に延長し て実施します。	17～19 3/13～14 鹿屋市 受付は 鹿屋支部 24～26 3/20～24 教習所	15～17 4/10～14 教習所	5～7 5/8～12 教習所 19～21 5/8～12 教習所	10～12 6/12～16 教習所	21～23 7/24～28 教習所	11～13 8/7～10 教習所 19～21 8/7～10 薩摩川内市 受付は 川内支部 16～18 9/19～22 教習所	10～12 9/19～22 曾於市 受付は 志布志支部	13～15 10/16～20 教習所	11～13 11/13～17 教習所	22～24 12/18～22 教習所	26～28 1/29～2/2 教習所	11～13 2/13～16 教習所
	ガ ス 溶 接 下段の講習については各支 部で行いますので、各支部 へお申込み下さい。 （詳しくは12ページをご覧 ください）		11～12 4/3～7 教習所				19～20 8/21～25 教習所 曾於			25～26 11/27～12/1 教習所			18～19 2/19～22 教習所

〔登録の有効期間の満了日 2024.3.30〕

（公社）鹿児島県労働基準協会

技能講習（作業主任者）実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
作業主任者選任	有機溶剤 作業主任者			22～23 5/22～26 オロシティー		17～18 7/18～21 オロシティー				15～16 10/16～20 オロシティー				
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者		24～26 4/17～21 教習所	14～16 5/15～19 教習所	19～21 6/19～23 教習所	30～9/1 7/31～8/4 教習所	20～22 8/21～25 教習所	25～27 9/25～29 教習所		20～22 11/20～24 教習所		14～16 1/15～19 教習所		
	石綿作業主任者	27～28 3/6～ 教習所	13～14 3/6～ オロシティー	6～7 3/6～ オロシティー	13～14 3/6～ オロシティー		7～8 3/6～ オロシティー	7～8 3/6～ オロシティー	10～11 3/6～ 奄美市	14～15 3/6～ オロシティー				
		29～30 3/6～ オロシティー		24～25 3/6～ オロシティー			9～10 3/6～ オロシティー	19～20 3/6～ オロシティー		16～17 3/6～ オロシティー				
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		11～12 4/3～7 オロシティー			3～4 7/3～7 オロシティー				8～9 9/25～29 奄美市 受付は 大島支部 30～12/1 10/30～ 11/2 オロシティー				
	乾燥設備 作業主任者								5～6 9/4～8 オロシティー					
	建築物等の鉄骨の 組立等作業主任者					28～29 7/31～8/4 教習所								

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

（注）表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名		月	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
教習	移動式クレーン運転実技 （5トン以上）[実技免除]		24～28 3/20～24 教習所		26～30 5/29～6/2 教習所					27～12/1 10/30～11/2 教習所	18～22 11/20～24 教習所		26～3/1 1/29～2/2 教習所	

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

養成講習実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
養成講習	安全衛生推進者			1～2 4/24～28 オロシティー					23～24 9/25～29 教習所				21～22 1/22～26 教習所	
	衛生推進者					25 7/24～28 オロシティー					25 11/27～12/1 オロシティー			

[登録の有効期間の満了日 2024.9.29]

(公社) 鹿児島県労働基準協会

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積み込み用及び掘削用)					27~28 6/26~30 教習所				20~21 10/23~27 教習所			19~20 1/22~26 教習所	
	ローラー運転					24~25 6/26~30 教習所					25~26 11/27~12/1 教習所			
	巻上げ機の運転	20~21 3/13~17 教習所									4~5 11/6~10 教習所			
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		10 4/3~7 教習所				28 7/31~8/4 教習所		10 9/11~15 教習所		15 11/13~17 教習所		20 1/22~26 教習所	
	アーク溶接等 申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。	11~13 3/6~10 教習所			26~28 5/29~6/2 教習所			5~7 8/7~10 教習所		7~9 10/10~13 教習所		16~18 12/11~15 教習所		
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) 申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。		29~30 4/24~28 教習所			31~8/1 7/3~7 教習所			3~4 9/4~8 教習所	27~28 10/30~11/2 教習所		29~30 12/18~22 教習所		4~5 2/5~9 教習所
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		2 3/20~24 教習所											
	粉じん作業						8 7/10~14 教習所							
	低圧電気取扱作業		1~2 3/20~24 教習所				16~17 7/18~21 教習所				11~12 11/13~17 教習所			
	フルハーネス型 墜落制止用器具		1 3/20~24 教習所			24 6/26~30 教習所				21 10/23~27 教習所		9 12/4~8 教習所		
準 備 講 習	第一種衛生管理者試験		17~19 4/10~14 オロシティー											
	第二種衛生管理者試験			8~9 5/8~12 オロシティー										
そ の 他 の 教 育	職 長 教 育	13~14 3/13~17 教習所		29~30 5/29~6/2 教習所		9~10 7/10~14 教習所			12~13 9/11~15 教習所		7~8 11/6~10 教習所	25~26 12/18~22 教習所		18~19 2/19~22 教習所
	安全管理者選任時研修			8~9 5/8~12 教習所				28~29 8/28~9/1 教習所				11~12 12/4~8 教習所		
	ゼロ災運動KYT トレーナー研修会								12~13 鹿児島市					
	職場リーダー向け リスクアセスメント研修									8 鹿児島市				

修了証の再交付・書替えのご案内

- 令和5年4月1日から修了証の再交付・書替えの際、従来の個別修了証の発行に加えて、統合修了証を発行することとなりました。統合修了証は、当協会発行の技能講習を1枚の修了証に、また、特別教育を1枚の修了証にまとめるもので、個別修了証が統合修了証かを選択できます。詳細は、下記にお問合せ下さい。
- 当協会の実施する講習を修了した方で、修了証を紛失、滅失された方及び書替えが必要な方は、あらかじめ、当協会講習を修了されているか本人が、事前に当協会に照会して下さい。確認が出来次第、申請書を郵送又はFAXします。
- 必要書類が届きましたら、写真及び本人確認書類を添付し、修了証1枚につき手数料2,200円（消費税200円込）を添えて本部事務局まで持参又は郵送して下さい。
準備が出来次第、特定記録で送付します。

- 照会先 本部事務局 TEL099-226-3621 鹿児島教習所 TEL099-261-6298

令和5年4月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/17～4/21 【科目免除者】 4/17～4/18	3/13～3/17	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
	小 型 移 動 式 ク レ ーン 運 転	4/10～4/12	3/6～3/10	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	玉 掛 け	4/24～4/26	3/20～3/24	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] フ ォ ー ク リ フ ト 運 転	【全科目者】 4/3～4/7 【科目免除者】 4/3～4/4	3/6～3/10	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	4/17～4/18	3/13～3/17	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	床 上 操 作 式 ク レ ーン 運 転	4/3～4/5	3/6～3/10	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	5/1	3/20～3/24	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
実技教習	移動式クレーン運転実技教習 (5 t 以上) [実技免除]	4/24～4/28	3/20～3/24	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特 別 教 育	ア ー ク 溶 接 等	4/11～4/13	3/6～3/10	会員 18,810円 一般 22,110円	
	巻 き 上 げ 機 の 運 転	4/20～4/21	3/13～3/17	会員 15,620円 一般 18,920円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5/2	3/20～3/24	会員 9,130円 一般 10,230円	
	低 圧 電 気 取 い 業 務	5/1～5/2	3/20～3/24	会員 16,170円 一般 19,470円	
	フルハーネス型墜落制止用器具	5/1	3/20～3/24	会員 10,725円 一般 11,825円	
その他	職 長 教 育	4/13～4/14	3/13～3/17	会員 12,980円 一般 16,280円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/10～4/14 【科目免除者】 4/10～4/11	3/6～3/7	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
	玉 掛 け	4/17～4/19	3/13～3/14	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。